

平成31年度 福島県立福島高等学校 Ⅱ期選抜募集要項

1 実施学科

全日制の課程 普通科

2 通学区域

- (1) 「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。
- (2) 東日本大震災により、住民票を移さずに避難している場合においては、平成23年3月11日の時点で保護者が本校の通学区域となる市町村に住民登録をしていたか、または出願時に保護者が本校の通学区域となる市町村に居住していれば、本校への出願を認める。その場合には、学区内の志願者として取り扱う。

3 募集定員

募集定員（280名）から、Ⅰ期選抜において合格内定の通知を受け、入学確約書を提出した者の数を除いた数とする。

4 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ただし、Ⅰ期選抜又は連携型選抜において合格内定の通知を受けた者は、Ⅱ期選抜に出願することはできない。
- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
 - (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

5 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取扱い

同一人が同時に二つ以上の県立高等学校に出願することは認めない。

7 出願期間

- (1) 平成31年2月13日（水）から2月18日（月）までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、402円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、平成31年2月18日（月）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（県教育委員会が作成した用紙）
 - ② 平成31年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、提出を免除する場合がある。
なお、提出期間は平成31年2月22日（金）から2月25日（月）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
 - ③ 受験票用紙（県教育委員会が作成した用紙に、受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの）
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会が作成した用紙に、中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
なお、Ⅱ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 中学校卒業生及び卒業見込の者で、「2 通学区域」の(2)に該当する者
本校に問い合わせる。

- (3) 上記(1)以外の者
本校に問い合わせる。
- (4) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿を添付する。
- (5) 入学願書には、入学検定料として、2, 200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

なお、Ⅰ期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、Ⅰ期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。また、Ⅰ期選抜において定時制の課程の入学検定料を納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1, 250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

9 自己申告書の提出

中学校において、不登校による欠席日数又は保健室等登校の日数が1年間で30日以上ある場合、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。(30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。)

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、平成31年2月22日(金)から2月25日(月)までとする。
郵送の場合には、2月25日(月)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

10 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの出願者は、前記8に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、前記8に示した出願書類のほか、次の書類を併せて提出する。
保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

11 願書受付

出願書類を受け付けたときは、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

ただし、入学検定料納付済証明書については、Ⅱ期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

12 出願先変更

平成31年2月19日(火)から2月21日(木)までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

13 出願の取消し

志願者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。その際、受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 選抜方法・選抜資料

(1) 選抜方法

調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、総合的に判定し選抜する。

なお、学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。

(2) 選抜資料

① 調査書……「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

② 学力検査……国語 (9 : 0 0 ~ 9 : 5 0)
数 学 (1 0 : 1 0 ~ 1 1 : 0 0)
外国語 (英語) (1 1 : 2 0 ~ 1 2 : 1 0)
理 科 (1 3 : 1 0 ~ 1 4 : 0 0)
社 会 (1 4 : 2 0 ~ 1 5 : 1 0)
の5教科で実施する。

15 学力検査の日時及び会場

- (1) 日 時 平成31年3月7日(木) 午前9時～午後3時10分
[受付] 午前8時15分～午前8時30分
- (2) 会 場 福島県立福島高等学校
- (3) 持参物 II期選抜受験票、筆記用具、上履き、下足袋、昼食

16 合格者発表

- (1) 平成31年3月14日(木) 正午以降に、本校において発表する。
- (2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。

===== 問い合わせ・出願先 =====

〒960-8002

福島市森合町5番72号

福島県立福島高等学校

電話024(535)2391